○東北地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市出川字上野一四番一から同市根下戸新町二〇七番一まで	前	二三・八〇～三六二・二〇メートル	二・八五二キロメートル
	後	二三・八〇～三六五・五七メートル	二・八五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市出川字上野一四番一から同市根下戸新町二〇七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月十五日

○関東地方整備局告示第四百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地二四七番四から同市大字下石戸下字二ツ家下耕地一八二番一まで	前	五六・九七～六二・一七メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	五六・九七～七一・九九メートル	〇・〇二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地二四七番四地先から同市二ツ家四丁目三一二番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月十五日

国会事項

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

辞令

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局職員に任命する　安生　徹

事務局長を命ずる（十二月十三日）

人事異動

内閣

経済産業大臣　枝野　幸男

外務大臣政務官　中野　譲

農林水産大臣政務官　森本　哲生

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　小田部陽一

第八回世界貿易機関閣僚会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十三年十二月三十一日までとする（各通）

（通商政策局長）経済産業事務官　佐々木伸彦

（大臣官房国際部長）農林水産事務官　坂井　眞樹

第八回世界貿易機関閣僚会議日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十三年十二月三十一日までとする（各通）（以上十二月十三日）

財務省

（理財局管理課法人等財務分析官）財務事務官　藤本　秀樹

願により本官を免ずる（十二月九日）

（大臣官房参事官兼財務総合政策研究所次長）財務事務官　岩瀬　忠篤

財務総合政策研究所長事務代理を免ずる

（会計センター次長）同　今井　進

会計センター所長事務代理を免ずる（以上十二月十一日）

藤蔵受注統計調査報告（平成23年10月）（実績）

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

内閣府経済社会総合研究所

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十二月十一日午後二時四十七分御出門、「ヤンネ舘野&舘野泉デュオ・リサイタル」を御鑑賞のため、東京文化会館（台東区）へ行啓、同七時一分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、マレーシア国国王アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー陛下の国王就任につき、十二月十三日御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人吉村弘は願により公証人を免ぜられた。

瀧澤佳雄は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人吉村弘の後任を命ぜられた。（以上十二月八日）（法務省）

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月十日（土）

○一般案件

一、平成二十四年度税制改正大綱について（決定）

（財務省・内閣官房・内閣府本府・総務省）

十二月十三日（火）

○一般案件（抜粋）

一、平成三十二年（二千二十年）第三十二回オリンピック競技大会・第十六回パラリンピック競技大会の東京招致について（了解）（文部科学・厚生労働省）